

# インボイス制度の導入に伴う FIT制度運用上の対応について

2023年2月9日

資源エネルギー庁

# インボイス制度について

再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第42回）（2022年6月7日）資料2より抜粋

- 平成28年度税制改正においては、適正な課税を確保する観点から、2023年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」という。）を導入することとされた。
- インボイス制度の下では、税務署に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」が交付する「適格請求書（インボイス）」等の保存が仕入税額控除の要件となる。
- インボイス発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限る）の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課される。

<消費税額の計算方法等>

## 計算方法

（消費税額は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引く（=仕入税額控除）ことで計算）

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額（売上税額）} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額）}$$

**仕入税額控除**

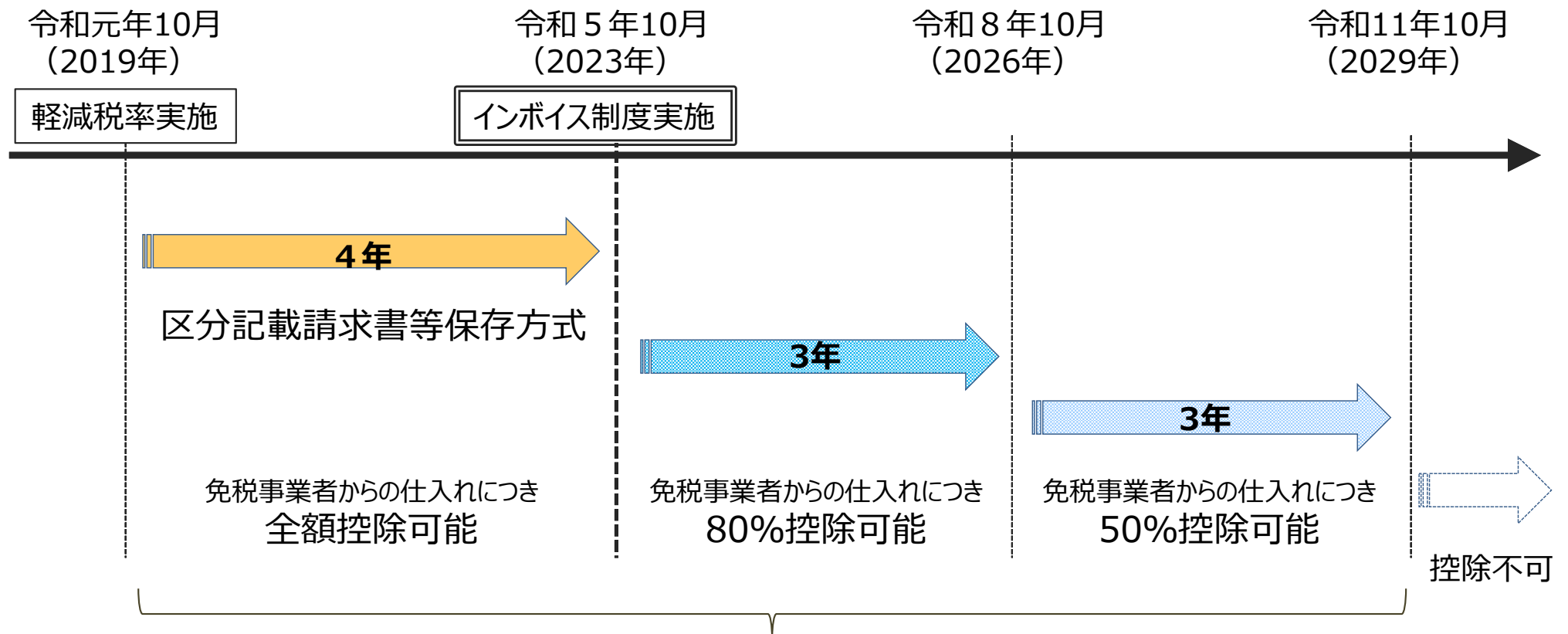
## 仕入税額控除の要件

	～2019年9月 （請求書等保存方式）	2019年10月～2023年9月 （区分記載請求書等保存方式）	2023年10月～ （適格請求書等保存方式 =インボイス制度）
請求書等	請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等（区分記載請求書等）の客観的な証拠書類の保存	<b>適格請求書（インボイス）の保存</b>
帳簿	仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	（同左）

# (参考) インボイス制度実施に当たっての経過措置について (仕入税額控除)

再エネ大量導入・次世代NW小委員会 (第42回) (2022年6月7日) 資料2より抜粋

- インボイス制度への円滑な移行のため、**免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れ**について、**制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%**を、**その後の3年間は仕入税額相当額の50%**を控除可能。



インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている  
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

# (参考) インボイス制度の導入に向けた負担軽減措置 (仕入税額控除関係)

調達価格等算定委員会 (第83回) (2023年1月17日) 資料3より抜粋

- インボイス制度への円滑な移行のため、**免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れ**について、制度実施後の一定期間において、**一定割合を控除可能** (前頁参照)。
- こうした経過措置に加えて、**令和5年度税制改正では、新たに3つの負担軽減措置を手当て**。

従前	① 免税事業者等からの仕入税額の一定割合の控除容認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 免税事業者等から仕入を行っている事業者が対象。</li> <li>● 免税事業者等からの仕入について、制度開始後3年間(～R8.9末)は80%、その後3年間(～R11.9末)は50%、仕入税額控除可能とする。</li> </ul>
令和5年度税制改正による措置	② 免税事業者から転換したインボイス発行事業者の納税額軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 免税事業者から転換したインボイス発行事業者が対象。</li> <li>● 制度開始後3年間(～R8.9末)、納税額を売上税額の2割に軽減する。</li> </ul>
	③ 少額取引のインボイス保存義務免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準期間における課税売上高1億円以下の事業者が対象。</li> <li>● 1万円未満の少額取引につき、制度開始後6年間(～R11.9末)、インボイスの保存なし※で仕入税額控除を可能とする。※帳簿の保存は必要</li> </ul>
	④ 返還インボイスの交付義務一部免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全事業者が対象。</li> <li>● 少額な値引き等(1万円未満)について返還インボイス※の交付義務を免除。</li> </ul> <p>※返品や値引きによる売上の返還を行う際にも、売り手は買い手にインボイスを交付する必要がある。</p>

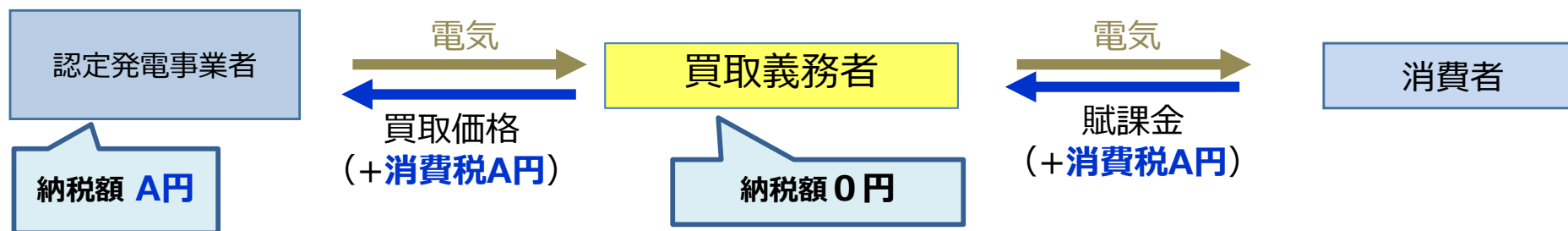
# FIT制度におけるインボイス制度導入の影響について

再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第47回）（2022年12月6日）資料3より抜粋

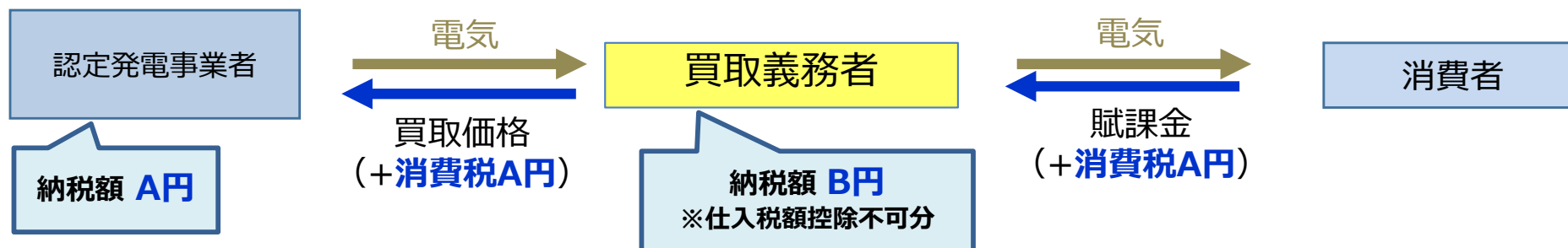
- 現行制度においては、買取義務者は、仕入れの事実を記載した帳簿および区分記載請求書の保存を要件として、全ての認定事業者（課税・免税の区別無し）との取引について仕入税額控除ができる。
- インボイス制度開始後は、認定事業者へ支払う買取価格のうち、買取義務者は仕入れの事実を記載した帳簿および適格請求書（インボイス）の保存等を要件として、インボイス発行事業者との取引についてのみ仕入税額控除が可能。
- インボイスを発行できない免税事業者などとの取引において、買取義務者はインボイスを取得できないため、当該取引分の仕入税額控除ができない。

## <FIT制度における資金の流れ概要（イメージ）>

### ○現在（～2023.10まで）



### ○インボイス導入後（2023.10～）



# インボイス制度の導入に伴うFIT制度運用上の対応方針（案）

再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第42回）（2022年6月7日）資料2より抜粋・一部修正

- FIT制度下においては、買取義務者（すなわち買手事業者）に法律に基づき特定契約の申込みに応じる義務が課せられているため、FIT認定を受けた発電事業者がインボイス発行事業者として登録を受けない場合や免税事業者である場合など、**当該取引分の仕入税額控除ができない場合**、買取義務者に**新たな消費税負担が生じる**こととなる。
- こうした買取義務者の新たな税負担は、**消費税制度の改正に伴い、FIT制度に係る全ての取引を対象にやむを得ず生じるもの**であることから、**買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、以下の様な措置を検討**することとしてはどうか。

## 1. 新規認定の扱い

- 新規認定については、**課税事業者がインボイス発行事業者として登録**を行うことを認定要件とする。  
(※) **免税事業者**については、**これまでと同様、インボイス登録がなくともFIT認定を受けることが可能**。
- その上で、**インボイス発行事業者と非インボイス発行事業者で、買取価格における消費税の取扱いについて、区別して設定**する方向で、調達価格等算定委員会にて検討することとしてはどうか。

## 2. 既認定の扱い

- **課税事業者がインボイス発行事業者として登録**を行うことを求めた上で、**課税事業者に対してインボイス発行事業者としての登録に係る周知徹底に取り組むことを前提**に、インボイスが発行されない取引については、**当該取引による買取義務者の消費税負担分を制度的に措置**することとしてはどうか。
- ただし、課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うよう買取義務者とも連携してしっかりと広報等に取り組むと共に、具体化に向けた影響調査等を行うこととしてはどうか。

本日特に御議論いただきたい事項



# (参考) 新規認定の買取価格における消費税の取扱い (調達価格等算定委員会)

調達価格等算定委員会 (第83回) (2023年1月17日) 資料3より抜粋・一部修正

- 新規認定については、課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うことを認定要件とする。  
(※) 免税事業者については、これまでと同様、インボイス登録がなくともFIT認定を受けることが可能とする。
- その上で、調達価格については、再エネ特措法上、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として定めることとされている。
- こうした中で、これまでに設定されている調達価格については、消費税の税率変更の可能性も想定し、原則、外税方式としつつ、10kW未満の太陽光発電 (余剰買取)については、消費税の納税義務のない一般消費者が主な認定事業者となることから内税方式とされていた。  
(※) なお、FIP制度におけるプレミアムは、電力広域的運営推進機関が再エネ特措法に基づき交付するものであることから、FIP認定事業者が電力広域的運営推進機関に対して何らかの役務提供等をこの対価は認められず、消費税の課税対象外 (不課税)である。
- 免税事業者には消費税の納税の義務がないこと、また、免税事業者との取引については、仕入税額控除ができないことにより消費税負担が生じることをふまえ、2024年度以降の調達価格※については、その電源種や規模によらず、
  - インボイス発行事業者 (すなわち課税事業者) : 外税方式
  - 非インボイス発行事業者 (すなわち免税事業者) : 内税方式 (\* ) これまでの10kW未満の太陽光発電と同様とすることとしてはどうか。
- なお、インボイス発行事業者 / 非インボイス発行事業者の該当が変わる場合には、上記のとおり消費税の取扱いも変更する。

(※) 再エネ特措法上、調達価格等については、原則として年度ごとに経済産業大臣が定めて告示しなければならないこととされているが、再エネの供給量の状況、再エネ発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し必要があると認めるときは、半期ごとに当該半期の開始前に調達価格等を定めることができるとされている (第3条第1項)。こうした規定の趣旨の範囲内において、経済産業大臣が定めて告示した調達価格等 (今後認定する案件の調達価格等) については、改めて設定することが可能。

# (参考) 既認定の課税事業者のインボイス登録に向けた周知徹底 (案)

再エネ大量導入・次世代NW小委員会 (第47回) (2022年12月6日) 資料3より抜粋・一部修正

- インボイス制度の導入に伴い、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、既認定の課税事業者については、インボイス発行事業者としての登録を適切に促していく必要がある。
- 課税事業者のインボイス発行事業者としての登録に向けた周知の具体的な取組として、買取義務者とも連携して、以下のような取組を実施することとしてはどうか。
  - (※) 免税事業者の方に向けて、インボイスの登録がなくとも現行の買取価格が変更されないことがないことも併せて発信していく。
    - 複数回のメール・ハガキ送付等による、認定事業者への個別周知 (資源エネルギー庁)
    - 検針票・web明細等による、認定事業者への個別周知 (買取義務者)
    - 資源エネルギー庁HP (なっとく! 再生可能エネルギー) にて、認定事業者のインボイス制度に伴う対応等に関して必要な情報を整理したウェブページ開設
- こうした取組のほか、インボイス発行事業者としての登録を促すための更なる追加的な対応については、引き続き検討を深めていく。

(例)  
買取義務者からの  
検針票 (紙媒体) にて  
周知を実施

インボイス制度に関するお知らせ

2023年10月よりインボイス制度が始まります。消費税法に基づく課税事業者に該当する場合は、適格請求書発行事業者の登録申請をお願いいたします。登録にあたっての詳細は、資源エネルギー庁のホームページ (<https://www.enecho.go.jp/>) をご覧ください。

なお、登録番号の当社へのご提出の手続きについては、本年〇月頃を目途にあらためてお知らせいたします。

ここからゆっくりはがして内容をご覧ください。  
万一ぬれた場合は完全に乾いてからはがしてください。

(例)  
買取義務者からの  
検針票 (web) にて  
周知を実施

2023年〇月〇日  
〇〇電力株式会社

購入料金等のお知らせ

2023年〇〇月分の購入電力料金等につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

発電者名	〇〇 〇〇
発電設備設置場所住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇番〇〇号
受電地点特定番号	11-1111-1111-1111-1111

実績月	2023年〇〇月買取
検針日	2023年〇〇月〇〇日
検針期間	2023年〇〇月〇〇日 ~ 2023年〇〇月〇〇日

受給電力量	〇〇 kWh
受給料金 (税込)	〇〇〇〇 円
積算額 (税込)	〇〇 円
お振込み額	〇〇〇〇 円
うち消費税等相当額 (10%)	〇〇 円

<備考欄>  
2023年10月よりインボイス制度が始まります。消費税法に基づく課税事業者に該当する場合は、適格請求書発行事業者の登録申請をお願いいたします。登録にあたっての詳細は、資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。なお、登録番号の当社へのご提出の手続きについては、本年〇月頃を目途にあらためてお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

以上



# (参考) 課税事業者のインボイス登録に向けた周知の事例

- 課税事業者のインボイス登録に向けて、FIT認定事業者に対するはがきの送付や資源エネルギー庁HP（なっとく！再生可能エネルギー）におけるインボイス制度関連ページの創設等を行っているところ。
- より分かりやすい情報の発信に向けて、お問い合わせの内容をふまえて、はがきやHP等の内容を随時更新。

## <お問い合わせの内容をふまえた更新の例>

### 更新前のはがきの内容

再エネ事業者の皆様へ

# インボイス制度

## 登録準備はもうお済みですか？


インボイス制度が始まる2023年10月1日までにインボイス発行事業者としての登録を行うためには申請いただく必要があります。  
**課税事業者**の方は、お早めのご対応をお願いいたします。

### 既にFIT認定を受けている方

消費税法に基づく課税事業者\*に該当する場合は、2023年3月31日までに

- ①インボイス発行事業者としての登録申請手続き
- ②買取義務者へのインボイス登録番号の報告


を行っていただきますようお願いいたします。  
※課税事業者の定義について、詳しくはこちら



国税庁HP

### 今後新たにFIT認定を受けようとする方

2023年度以降、新たにFIT認定を受けようとする方のうち、消費税法上の課税事業者に該当する方については、インボイス発行事業者としての登録を行うことをFIT認定の要件とする予定です。  
予め、インボイス発行事業者としての登録申請のご準備をお願いいたします。




財務省HP

\*インボイス制度の支援措置(補助金の拡充や事務負担の軽減措置等)については、こちら

詳しくは、再エネ特措法(FIT・FIP制度)及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関するお問合せ窓口まで [再エネインボイス](#)

☎0570-057-333 [こちらからアクセス](#)



一部のIP電話で上記につながらない場合は、044-952-7917におかけください。  
受付時間/平日9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始は除きます)

### 更新する内容の例

免税事業者の方に向けて、インボイス制度に関する対応は不要であり、インボイスの登録がなくとも、現行の買取価格が変更されることがないことを明確化。

給与収入やご自宅に設置した太陽光発電設備から生じた電気の余剰売電の収入については、消費税の課税の対象外であることを明確化。

2023年度以降、新たにFIT認定を受けようとする際も、免税事業者に該当する場合には、これまでと同様、インボイスの登録がなくとも、FIT認定を受けることが可能である旨、明確化。

# インボイス制度導入以降のFIT認定事業者の対応等に関する調査概要①

- **FIT制度におけるインボイス制度導入の影響の程度**を把握するため、FIT認定事業者に対して、以下の調査を実施。

- **調査対象**：太陽光、陸上風力（50kW以上）、バイオマス（50kW以上）発電設備を保有するFIT認定事業者
- **調査期間**：（第1弾）2022年9月22日～10月10日、（第2弾）2023年1月4日～1月20日
- **送付件数**：合計20,157件

※太陽光（2MW以上）、風力（50kW以上）、バイオマス（50kW以上）については、導入件数の全件に送付。  
太陽光（2MW未満）については、規模別の導入件数をふまえて送付件数を割振。

- **回答数**：合計3,526件（回答率17.5%）
- **主な設問**：1）消費税法上の課税事業者に該当するか、免税事業者に該当するか。  
2）2023年10月のインボイス制度開始に向けて、インボイス登録をしているか、または、する予定か。  
3）課税事業者であってインボイス登録の「予定がない」と回答した場合、インボイス登録の予定がない理由。

## <電源・規模別の調査送付件数・回答件数>

太陽光発電設備を保有する方	-10kW	10-50kW	50-500kW	500-2000kW	2000kW-
送付件数	6,746件	5,935件	3,266件	2,192件	949件
回答件数・回答率	453件 (6.7%)	835件 (14.0%)	759件 (23.2%)	667件 (30.4%)	328件 (34.5%)

風力発電設備を保有する方	50kW-
送付件数	366件
回答件数・回答率	173件 (47.2%)

バイオマス発電設備を保有する方	50kW-
送付件数	703件
回答件数・回答率	311件 (44.2%)

※ 認定設備毎に調査票を送付。ただし、同一事業者には複数の回答を求めていないことから、延べ回答総数は記載の回答数を超える。

※ 統計上の有効回答数について、母比率50%、許容誤差5%、信頼度95%として算出すると、太陽光で274～364件、陸上風力で173件、バイオマスで249件であり、概ねどの区分も有効回答件数以上の回答を得られている。

# インボイス制度導入以降のFIT認定事業者の対応等に関する調査概要②

- 設問 **(1) 課税／免税事業者の該否**、**(2) インボイス登録の予定の有無**に対する回答結果は、以下のとおり。
- また、設問 **(3) 課税事業者であってインボイス登録の予定がない理由**に関しては、主に、「インボイス制度について、まだ十分に理解していないため」、「インボイス登録の対応について、現在検討中のため」といった回答。

太陽光発電設備を保有する方	-10kW	10-50kW	50-500kW	500-2000kW	2000kW-
回答件数	453件	835件	759件	667件	328件
<b>1) 課税事業者</b>	95件 (21%)	442件 (53%)	717件 (94%)	665件 (99%)	325件 (99%)
①インボイス登録 済／予定あり	89件	419件	705件	650件	318件
②インボイス登録 予定なし	6件	23件	12件	15件	7件
<b>2) 免税事業者</b>	358件 (79%)	393件 (47%)	42件 (6%)	2件 (1%)	3件 (1%)
①インボイス登録 済／予定あり	22件	38件	9件	1件	0件
②インボイス登録予定なし	336件	355件	33件	1件	3件
<b>回答全体に対するインボイス登録済／予定ありの件数・割合</b>	<b>111件 (24.5%)</b>	<b>457件 (54.7%)</b>	<b>714件 (94.1%)</b>	<b>651件 (97.6%)</b>	<b>318件 (96.9%)</b>

風力発電設備を保有する方	50kW-
回答件数	173件
<b>1) 課税事業者</b>	162件 (94%)
①インボイス登録 済／予定あり	158件
②インボイス登録 予定なし	4件
<b>2) 免税事業者</b>	11件 (6%)
①インボイス登録 済／予定あり	2件
②インボイス登録予定なし	9件
<b>回答全体に対するインボイス登録済／予定ありの件数・割合</b>	<b>160件 (92.4%)</b>

バイオマス発電設備を保有する方	50kW-
回答件数	311件
<b>1) 課税事業者</b>	<b>284件 (91%)</b>
①インボイス登録 済／予定あり	280件
②インボイス登録 予定なし	4件
<b>2) 免税事業者</b>	<b>27件 (9%)</b>
①インボイス登録 済／予定あり	22件
②インボイス登録予定なし	5件
<b>回答全体に対するインボイス登録済／予定ありの件数・割合</b>	<b>302件 (97.1%)</b>

# インボイス制度の導入に伴うFIT制度運用上の対応方針（案）

- インボイス制度の導入に伴い、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、既認定の課税事業者については、インボイス発行事業者としての登録を適切に促していく必要がある。
- 具体的には、買取義務者とも連携して、課税事業者のインボイス登録に向けて、認定事業者へのメール・はがき送付や検針票・web明細等による個別周知等に適切に取り組んでいく。
  - (※) 免税事業者の方に向けて、インボイスの登録がなくとも現行の買取価格が変更されないことも併せて発信していく。
- こうした取組を大前提に、インボイス制度導入後に買取義務者に生じる新たな消費税負担に関して、来年度については、FIT制度において手当することとしてはどうか。
  - (※) 前述の調査結果（インボイス登録済／予定ありの割合）から機械的に試算される、来年度に仕入税額控除ができない額は、10kW未満の太陽光分が約15億円、10kW以上の太陽光分が約39億円、風力・地熱・中小水力・バイオマス分が約4億円。
- その上で、FIT認定事業者のインボイス登録の状況や、資源エネルギー庁・買取義務者の周知等の取組等を継続的にフォローアップし、その動向もふまえた上で、今後のFIT制度上の対応や、課税事業者のインボイス登録に向けて既認定案件も含めて更なる追加的な対応等を今後検討していくこととしてはどうか。